

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

近畿（京都）国民年金 事案 6758

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私の国民年金については、両親が、A県B市において加入手続きを行い、婚姻までの国民年金保険料を納付してくれていた。

婚姻により転居したA県C市では、私が自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料についても納付しているはずなので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年12月24日に払い出されており、オンライン記録によると、申立人は、当該払出年度の同年4月以降、60歳となるまでの期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無く、申立人の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付されており、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

近畿（京都）国民年金 事案 6759

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、自営のために会社を退職した直後の昭和51年1月頃に、A県B市C区役所において国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付したと思う。また、加入後の保険料は自宅ではなく、同区内にあった仕事場において集金人に私が納付した。

加入後の国民年金保険料は、私が全て納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月30日に払い出されており、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年1月頃に行われたものと推認され、当該手続時期からすると、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付が可能である。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、国民年金被保険者期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無く、納付意識が高いと認められることから、3か月と短期間である申立期間の保険料を未納のままにしておくのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年4月から39年3月まで

私は、申立期間当時、会社に勤務していたが、同居していた母が、私の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

私が所持する国民年金手帳の申立期間に係る国民年金印紙検認記録欄には「還付決定済」と押印されているが、私は国民年金保険料の還付を受けた記憶は無く、母から還付について話を聞いた記憶も無い。

国民年金手帳に押されている検認印は、「還付決定済」の押印後に重ねて押されているようにも見えるので、申立期間に係る国民年金保険料の還付について調べてほしい。

また、申立期間のうち、昭和38年5月については、厚生年金保険に加入していなかった期間であることから、当該月を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄によると、申立期間については、A県B市（現在は、C市）において国民年金保険料が現年度納付されたことを示す検認印が確認できるものの、「還付決定済」と押印されている上、オンライン記録によると、当該期間のうち、昭和38年5月を除く期間については、厚生年金保険に加入している期間であり、制度上、国民年金に加入することはできないことから、同年5月を除く期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、申立人は、「私は国民年金保険料の還付を受けた記憶は無く、母から還付について話を聞いた記憶も無い。」旨主張するものの、申立期間に係る国

民年金の手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、当該期間に係る保険料の還付について具体的な状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄について、「『還付決定済』の押印後に重ねて検認印が押されているように見える。」旨主張しているところ、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「検認印が押されていない期間に『還付決定済』を押印することは事務処理上あり得ないことであり、『還付決定済』の押印後に重ねて検認印が押されることは考え難い。」旨回答している。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料の還付を疑わせる事情を見いだすことはできなかった。

一方、申立期間のうち、昭和38年5月については、厚生年金保険に加入していない期間であり、本来は国民年金の強制被保険者となる期間であったと考えられ、当該月の国民年金保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、当該月については納付済期間とする必要がある。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月28日、17年7月29日及び同年12月29日は30万円、18年7月31日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月29日
④ 平成18年7月31日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②、③及び④に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元顧問税理士から提出された申立人に係る平成16年分、17年分及び18年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、申立人は、申立期間①、②、③及び④に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の平成16年分、17年分及び18年分の源泉徴収簿から、16年12月28日、17年7月29日及び同年12月29日は30万円、18年7月31日は27万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14938

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 18 日は 12 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月

年金事務所から送付された文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が欠落しているが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与に係る給与支給明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、12 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、当該賞与の支払日については、前述の給与支給明細書に支払日の記載は無いが、A社の元従業員に係る普通預金元帳の記録から、平成 15 年 7 月 18 日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月16日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における同被保険者資格の喪失日は、20年3月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月16日から20年3月31日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における加入記録が判明し、昭和19年4月16日の資格取得日は確認できたが、資格喪失日が確認できない旨の回答があった。

申立期間は、A社においてB職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の記録により、申立人は、A社において、昭和19年4月16日に資格を取得した記録はあるものの、資格喪失日は記載されておらず、当該記録は申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

また、申立人は、「昭和20年*月の大空襲で罹災^{りさい}するまでの期間、A社に勤務していた。同事業所は、当該空襲により焼失した。」と陳述しているところ、第一回大空襲は、昭和20年*月*日深夜から翌日未明にかけて行われ、A社の所在地であったC市D区一帯も被災したことが確認できる上、申立人は、「事業所の焼失後も、しばらくの間、A社があった場所に通り、社員との連絡に腐心していた。」旨陳述していることから、申立人は、事業所の焼失後も同事業所に在籍していたと考えるのが相当である。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は見当たらない上、日

本年金機構E事務センターが保管する旧記号簿の同事業所の欄には全喪年月日が記載されていないことから、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は確認できないところ、同機構F事務センターは、当該被保険者名簿については、戦災及び風水害等の理由により現在保管されていないとしており、旧台帳における資格喪失日及び旧記号簿における全喪年月日が記載されていないことについては不明としている上、同事業所において、申立人と同日の昭和19年4月16日に被保険者資格を取得した二人の被保険者に係る旧台帳においても、申立人と同様に資格喪失日は記載されておらず、このうち一人の旧台帳には、「全期間に対応する名簿/焼失、全部照合不能台帳/31.12.22 認定」の押印が確認できるなど、同事業所における被保険者の加入記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実即した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められること、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料控除の事実が推認できる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年4月16日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年3月31日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳における標準報酬月額の記録から30円とすることが妥当である。

近畿（奈良）厚生年金 事案 14940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成 19 年 7 月 13 日は 11 万円、同年 12 月 13 日は 15 万円、20 年 7 月 9 日及び同年 12 月 11 日は 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 13 日
② 平成 19 年 12 月 13 日
③ 平成 20 年 7 月 9 日
④ 平成 20 年 12 月 11 日

私は、平成 15 年 7 月から 21 年 1 月までの期間、A 社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年分及び 20 年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）並びに申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、上述の賃金台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 7 月 13 日は 11 万円、同年 12 月 13 日は 15 万円、20 年 7 月 9 日及び同年 12 月 11 日は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（福井）厚生年金 事案 14941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年7月8日は5万円、同年12月9日は20万1,000円、18年7月10日及び同年12月8日は20万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月10日
④ 平成18年12月8日

年金事務所からの連絡により、申立期間にA社から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該期間に賞与が支給されていたことが確認できる預金通帳を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間に賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じく申立期間に標準賞与額の記録の無い複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の預金通帳及び同僚から提出された賞与明細書から、平成17年7月8日は5万円、同年12月9日は20万1,000円、18年7月10日及び同年12月8日は20万9,000円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主に照会したものの回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成16年8月は12万6,000円、同年9月から18年12月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月2日から19年1月31日まで
② 平成18年12月30日
③ 平成19年1月31日から同年2月1日まで

年金事務所からA社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に支給された給与支給額と相違している上、申立期間②の賞与の記録及び申立期間③の厚生年金保険被保険者記録が無いことが判明した。

申立期間当時の給与（賞与）支払明細書を提出するので、申立期間①及

び②の記録を訂正し、申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間における標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、事業主から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年8月は12万6,000円、同年9月から18年12月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により確認できる申立人の標準報酬月額は11万8,000円であり、オンライン記録と一致している上、事業主から提出されたA社の預金通帳により確認できる申立期間①当時、振替納付されている各月の社会保険料は、申立期間①に厚生年金保険被保険者記録がある従業員全員の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額と一致していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、特例法に基づき、事業主から提出された賞与台帳及び申立人から提出された賞与支払明細書により確認できる賞与額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めている上、事業主から提出されたA社の預金通帳により確認できる当該期間当時、振替納付されている社会保険料は、当該月に厚生年金保険被保険者記録がある従業員全員の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額と一致することが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月30日の標準賞与額について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行してい

ないと認められる。

申立期間③について、申立人から提出された給与支払明細書、事業主の陳述及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により確認できる申立人の資格喪失日は平成19年1月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が主張する昭和24年5月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（後に、B社。現在は、C社）D支店における当該期間の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、3,000円とすることが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社E支店における資格取得日に係る記録を昭和39年3月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月6日から同年6月1日まで
② 昭和26年7月31日から同年8月1日まで
③ 昭和39年3月28日から同年4月3日まで

年金事務所の記録では、A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、私が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証では、初めて資格を取得した日が昭和24年5月6日となっているので、申立期間①を

被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②頃にA社D支店から同社F支店に、申立期間③頃にB社G支店から同社E支店に転勤となったが、当該期間は継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、C社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、当該期間もA社D支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する昭和40年8月28日に再交付された厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄には「昭和24年5月6日」と記載されている。

さらに、日本年金機構H事務センターは、「厚生年金保険被保険者証を再交付する場合は、厚生年金保険被保険者臺帳索引票（以下「索引票」という。）の記録に基づき資格取得日を確認していたと考えられる。申立人に係る索引票については、保存されていないため、索引票に記載された資格取得日は確認できない。」と回答していることから、厚生年金保険被保険者証が再交付された時点においては、申立人に係る索引票の記録に基づき資格取得日を確認した上で、当該再交付処理がなされたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社D支店において昭和24年5月6日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和24年6月の社会保険出張所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、前述の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社D支店から同社F支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社F支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年8月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和26年6月の社会保険出張所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和26年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年7月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年7月の保

険料について納入の告知を行っておらず(社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、前述の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し(B社G支店から同社E支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事記録により、申立人は、申立期間③においてB社E支店に勤務していたと認められることから、昭和39年3月28日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社E支店における昭和39年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年2月1日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から5年7月1日まで
② 平成13年2月1日から16年5月20日まで

A社で勤務した期間のうち、平成2年10月1日から5年7月1日までの期間の標準報酬月額が8万円、13年2月1日から16年5月20日までの期間の標準報酬月額が9万8,000円と前後の期間の標準報酬月額15万円より低く記録されているが、申立期間の給与額は前後の期間と変わっていなかったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成13年2月1日から15年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初15万円と記録されていたところ、同年3月5日付けで遡って9万8,000円に減額訂正されている上、A社の当時の代表取締役及び監査役についても、申立人と同様に、標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、前述の代表取締役は、「当時、A社は社会保険料を滞納していたの

で、標準報酬月額の変更訂正の手続を行った。」と陳述している。

一方、A社に係る商業登記簿により、申立人が同社の取締役であったことが確認できるが、前述の代表取締役は、「申立人は取締役であったが経営には参加しておらず、業務はB業務担当であり社会保険事務は担当していなかった。」と陳述している上、元従業員二人も、「申立人の業務はB業務であった。」と回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の変更訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成15年3月5日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人について、13年2月1日に遡って標準報酬月額の変更処理を行う合理的な理由が見当たらないことから、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①のうち、平成5年4月1日から同年7月1日までの期間について、申立人が主張する報酬月額15万円から標準報酬月額15万円を基に社会保険料等を控除した額は、C金融機関D支店から提出された申立人に係る預金取引明細表により確認できる標準報酬月額変更直後の同年7月分以降の給与振込額とおおむね一致するところ、当該明細表により、同年4月分の給与振込額は、同年7月分以降と同額であることが確認できる。

また、前述の預金取引明細表により、平成5年5月分及び同年6月分の給与振込額は、同年4月分及び同年7月以降の給与振込額に見合う額であることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成23年1月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は当時の資料が無いため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①のうち、平成2年10月1日から5年4月1日までの期間について、申立人は、「当該期間の標準報酬月額が8万円であり、前後の期間の標準報酬月額15万円より低く記録されているが、当該期間の給与額は前後

の期間と変わっていなかった。」と申し立てている。

しかし、前述の預金取引明細表により、当該期間のうち、平成2年10月分から4年9月分までの給与振込額は5万円、同年10月分から5年3月分までの給与振込額は7万1,000円であることが確認できることから、当該期間の報酬月額、申立人が主張する15万円ではなく、標準報酬月額である8万円以下であったと認められる。

また、前述の代表取締役は、「当該期間の書類を保存していないので、申立人の当該期間に係る給与支給額や厚生年金保険料控除額は分からない。」と回答していることから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、当該期間の定時決定は、平成2年9月29日、3年9月26日及び4年8月18日に申立人を含む当時の被保険者全員分の処理が行われていることが確認でき、遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

また、申立期間②のうち、平成15年9月1日から16年5月20日までの期間について、前述の遡及訂正処理日である15年3月5日以降の定時決定において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらない。

また、前述の預金取引明細表により、当該期間についてはA社から給与が振り込まれていなかったことが確認できる上、前述の代表取締役は、「当時は資金繰りに困っており、当該期間については申立人に給与を支給できなかった。」旨陳述している。

さらに、E市から提出された申立人に係る住民税課税基礎資料により、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①のうち、平成2年10月1日から5年4月1日までの期間及び申立期間②のうち、15年9月1日から16年5月20日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6761

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年11月までの期間及び43年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年11月まで
② 昭和43年4月から49年3月まで

私は、昭和36年の秋頃に、区役所から来た集金人に勧められ、自宅で国民年金の加入手続を行った。

加入後は、毎月、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付しており、当時は、保険料と引き替えに渡された印紙を国民年金手帳に貼付していたことを覚えている。また、国民年金手帳は、印紙が一杯になると集金人が回収し、新しい手帳を持ってきてくれており、全部で3冊ほど有ったように思うが、集金人に最後の手帳も回収されてしまったので、現在は所持していない。

年金の加入記録を年金事務所で照会したところ、「申立期間①及び②については、当時、母子福祉年金を受給しており、国民年金保険料は法律で免除されていた。」と聞かされたが、私には、母子福祉年金を受け取った記憶も免除の手続を行った記憶も無い。

時期は覚えていないが、一度、遡って国民年金保険料を納付することができるとの書類がA県B市C区役所から届いたので、自転車で同区役所に出向き、印紙を販売している窓口で、遡って保険料を現金で納付し、領収書をもったことを記憶しているので、全ての保険料を納付しているはずである。

申立期間①及び②が法定免除期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月に払い出されており、申立人に係る国民年金の加入手続時期はこの頃と考えられ、36年の秋頃に加入手続を行ったと

する申立てはこのことと符合しない上、当該加入手続が行われるまでは、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の主張するとおり、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付するには、当該期間の当初に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、備考欄に母子福祉年金受給権者台帳番号が記されており、このほかに検認記録の欄に「法免 36.4 (89.1)」及び「法免消滅 49.3」と記されていることから、申立期間①及び②を含む昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの期間は、申立人が母子福祉年金受給権者であることを事由とする法定免除期間（旧国民年金法第 89 条第 1 号）であったことが確認できる。

加えて、申立人に係る特殊台帳及び日本年金機構 D 事務センターが保管する領収済通知書を見ると、前述の法定免除期間のうち、申立期間①直後の昭和 40 年 12 月から 42 年 3 月までの期間について、50 年 12 月 24 日に郵便局を窓口として国民年金保険料が追納されていることが確認できるところ、当該追納時点において、申立期間①は、10 年の追納期限を超えているため、保険料を納付できない期間である。

申立期間②について、申立人に係る特殊台帳及び日本年金機構 D 事務センターが保管する領収済通知書を見ると、申立期間②直前の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間について、52 年 4 月 16 日に郵便局を窓口として国民年金保険料が追納されていることが確認できるところ、当該追納時点において、申立期間②の保険料も追納が可能であることから、同事務センターが保管する 50 年 12 月から 54 年 7 月までの期間に郵便局を通じて追納された領収済通知書を調査したが、申立人について上記 2 枚以外の領収済通知書は見当たらなかった。

また、前述のとおり、申立期間②は法定免除期間とされているところ、通常、国民年金保険料の納付を免除されている期間について、区役所が集金人による保険料の収納を行うことはない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から44年2月まで

私は、申立期間当時は大学生で、私の国民年金の加入手続時期を承知していないが、国民年金に加入したことを母から直接聞いたことがあり、申立期間の国民年金保険料は、定期的に自宅に保険料の集金に来ていた市職員に、母が納付してくれていた。また、通学時に玄関先で当該職員が保険料を集金する場に出くわしたことを記憶している。

私が社会人になったときに、国民年金手帳を会社に提出したところ、厚生年金保険の加入手続には必要ないと受領を担当者に断られたことは覚えているが、その後、その手帳をどう処理したかの記憶は無い。

申立期間以外に2か月の未納期間があることは承知しているが、申立期間が未納とされていることは納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は、平成10年4月13日に追加処理されたものであり、当該処理が行われる以前の時点において、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を市職員に納付するためには、申立期間の頃に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行うとともに、申立人が申立期間当時に居住していたと陳述するA県B市（現在は、C市）に係る国民年金手帳記号番号払出簿を視認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与してお

らず、申立人の母から、国民年金に加入し、保険料を納付したことを聞いたと陳述しているものの、母は高齢であるため、当時の詳細な事情を覚えていないとしており、当時の具体的な状況を確認することはできない。

加えて、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月から15年3月までの期間及び同年12月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月から15年3月まで
② 平成15年12月から16年3月まで

国民年金保険料については、遺族年金のことも考え、妻が自宅近くの郵便局で間違いなく納付しており、保険料の督促を受けたことは無い。

平成15年については資料は無いが、14年及び16年については、「平成15年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」及び「平成17年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」を見ると、社会保険料欄の金額とA銀行B支店の預金通帳において確認できる14年及び16年の国民健康保険料の口座振替合計額との差額はそれぞれの年の国民年金保険料の年額と一致していることから、申立期間①及び②の保険料は納付していたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の代理人である申立人の妻から提出された「平成15年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」、「平成17年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」及び申立人名義の預金通帳（写し）によると、当該通知書に記載されている平成14年分及び16年分の社会保険料額と当該預金通帳により確認できる該当年の国民健康保険料額の年間納付額との差額は、14年及び16年の国民年金保険料の年額と一致している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、平成14年に13年9月から同年12月までの4か月、16年に同年4月から同年10月までの7か月の国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、仮に前述の資料を基

にすると、当該納付以外に14年には申立期間①のうちの8か月の保険料、16年には申立期間①のうちの1か月及び申立期間②の4か月の保険料を納付していたこととなり、申立人の主張のとおり申立期間①及び②の全てを納付していたものであれば、当該期間の合計は19か月であることから、15年には納付済みとなっている同年4月から同年11月までの8か月及び申立期間①のうちの6か月の合計14か月の保険料を納付していたことになるが、「平成16年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」などの資料の提出が無く、平成15年の社会保険料額が不明であることから、同年に14か月の国民年金保険料を納付していた確認ができず、前述の資料に記載された社会保険料額に含まれる国民年金保険料額が実際に納付した保険料額であったか否かの検証ができない。また、申立人の妻から提出された「市・県民税特別徴収税額通知書（C市）」のうち、平成5年度に係る同通知書の社会保険料額については、申立人の妻から提出された申立人名義の預金通帳（写し）により、平成4年1月から同年12月までの国民健康保険料の納付額が推認でき、当該通知書の社会保険料額は、同期間に納付された国民年金保険料及び国民健康保険料の合計額となることから、社会保険料額と国民健康保険料額の差額に当たる国民年金保険料相当額は、オンライン記録により確認できる同年1月から同年12月までに納付された保険料額とは一致しておらず、同期間（12か月）の所定保険料の合計額であることが推認でき、平成2年度及び4年度についても同様である上、平成16年以前は、年末調整による国民年金保険料額の申告に当たり、領収証書等の添付が必要でなかったことを踏まえると、14年及び16年について、実際に納付した保険料額ではなく、それぞれの所定保険料の年額を申告した可能性が否定できず、申立人の妻から提出された前述の資料は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付を裏付ける関連資料とまでは認められない。

また、i) 申立期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務は電算化され、記録管理の強化が図られていること、ii) 申立期間①の大部分及び申立期間②は、保険料収納事務が国に一元化され、事務処理の機械化が一層促進されている14年4月以降の期間でもあること、iii) 申立期間①及び②当時の収納事務においては、金融機関から社会保険事務所（当時）へ送付された領収済通知書の保険料額と、金融機関から日本銀行へ振り込まれた保険料額とを毎月突き合わせしていることを考えると、記録の誤りは極めて発生し難い状況であることから、申立期間①及び②の納付記録が複数回にわたり欠落するとは考え難い。

このほか、申立人の妻から、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から56年12月まで

私は、30歳の誕生日を過ぎた頃に、A県B市役所の窓口において国民年金の加入手続を行った際、職員から、今から加入しても29年しか納付できず、30年には足りないといったようなことを言われたので、はっきりとした時期までは覚えていないが、納付済期間が30年になることを確実にするために母にお金を出してもらい、同市役所の窓口において1年分の国民年金保険料を一括納付し、領収証書を1枚受け取った。

1年分の国民年金保険料を一括納付した後は、毎月、自宅に来ていた集金人に数百円程度の現金を渡し、年金手帳に切手のようなシールを貼ってもらっていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和59年7月11日に払い出されており、国民年金の加入手続は、申立人に係る手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年6月頃に行われたことが推認でき、53年に加入手続を行ったとする申立人の主張とは符合しない上、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、加入手続を行った昭和59年度から60歳に到達するまでの国民年金保険料を未納無く納付したとしても、申立人が年金受給権を確保するためには保険料納付済期間が10か月不足することになるが、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人は、申立期間直後の昭和57年1月から59年3月までの保険料を過年度納付していることが確認で

きることから、申立人は、当該不足分を充足するために、遡って納付が可能な当該期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「国民年金の加入手続後、B市役所の窓口において1年分の国民年金保険料を一括納付し、領収証書を1枚受け取った。」旨主張するものの、一括納付した時期及び納付額について詳細な記憶は無いとしており、一括納付に係る具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立人は、「1年分の国民年金保険料を一括納付した後は、毎月、集金人に数百円程度の現金を渡し、年金手帳に切手のようなシールを貼ってもらっていた。」旨主張しているが、申立期間の保険料月額とは相違している上、B市の広報紙によると、国民年金手帳に印紙を貼付する国民年金保険料の収納方法は、申立期間より前の昭和47年3月まで実施されていたことが確認でき、申立人の主張とは符合しない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人と同姓同名の被保険者に係る国民年金手帳記号番号が、昭和43年10月12日にB市において払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号に係る同市の国民年金被保険者名簿に記載されている生年月日、世帯主及び住所から、当該手帳記号番号は、申立人に対して払い出されたものと推認できるものの、当該手帳記号番号払出簿には「不在」の押印、当該被保険者名簿の備考欄には「取得取消」の押印がそれぞれ確認できる上、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載は確認できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその母親から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年8月まで

私は、昭和45年4月頃、母親に国民年金の加入を勧められ、A県B市C区役所に出向き手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私が定期的に同区役所の窓口で納付していた。

昭和50年8月末にA県D市に転居した申立期間直後の国民年金保険料は、私が同市役所の窓口で納付した。

B市C区役所で納付していた申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市において、申立期間後の昭和50年10月に払い出されており、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年9月頃に、転居後の同市において国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、45年4月頃に、当時の居住地であるB市C区において国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と符合しない上、当該加入手続時点において、申立期間のうち、同年4月から47年12月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、「D市に転居後、遡って未納保険料を納付した記憶が無く、申立期間の国民年金保険料はB市C区役所の窓口で納付していた。」旨陳述しているところ、前述の加入手続状況から、申立期間のうち、昭和48年1月から50年8月までの保険料は、D市に転居後に、遡って納付することとなり、申立人の当該陳述と符合しない上、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったことから、制度上、B市C区において保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料をB市C区役所の窓口において納付するためには、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要になるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、同区における当該期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は5年5か月に及んでおり、これほどの長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6766（大阪国民年金事案 3316、4297、5512、6310、6477、近畿（大阪）国民年金事案 6563 及び 6662 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年1月まで

平成2年6月に、国民年金保険料の納付終了の案内が自宅に届いたが、年金額が年間40万円ぐらいにしかならないと知り、それから1か月もたたないうちに、区役所で任意加入手続を行った。

申立期間当時の家賃は月額5万8,000円であり、せめて年金で家賃ぐらいは支払えるようにしたいと思い、65歳まで国民年金保険料を納付したはずであり、当時の担当者を特定し、事情を聞くなどの調査を希望するなど、7回申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

しかし、平成5年6月7日に私が任意加入のことについて不審があり、A県B市C区役所へ行ったことが分かり、そのときに2年6月から任意加入ができていた旨の説明があったことが判明している。この点について、当時の職員から事情を聴取するなど調査をし、改めて審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所（当時）が保管する申立人の資格取得申出書が平成3年2月20日に受け付けられていることが確認でき、この受付時点で、当該期間は国民年金の任意未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 社会保険事務所では通常、申立人が資格取得申出書を提出して任意加入した場合、自身で喪失手続を行わない限り、重複して資格取得申出書を受け付けることはないと回答しているところ、前述の資格取得申出書以外の申出書の存在は確認できず、そのほか、申立人に係る別の資格取得申出書が受け付けられたことをうかがわせる事情等も見当たらないこと、iii) 申立人は、高齢任意加入の申出をしたその場で保険料を納付したと申し立てしているところ、B市では、資格取得申出書を受理後は、一旦、社会保険事務所に転送し、同事務所から高齢任意加入が可能

であること、及び保険料の納付可能な月数について回答を受けた後に、初めて納付書を発行するのが通例であり、高齢任意加入の申出を受け付けたその場で保険料を収納することはない旨回答していること、iv) 申立人は、2年7月当時の同市C区役所D業務課の職員名簿を新たな資料として提出し、改めて当時の担当者を特定して、自身が国民年金の任意加入手続を行ったことを確認してほしい旨申し立てしているところ、同区に対して、上記名簿を基に再調査を依頼したが、当時の担当者を特定できる回答は得られなかったことなどから、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）の決定に基づき、21年10月2日付け、22年5月28日付け、23年3月18日付け、24年4月27日付け及び25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、i) 申立人は、資格取得申出書の写しを新たな資料として提出し、改めて調査及び審議をするよう申し立てしているが、当該申出書の写しは、平成3年2月20日にB市C区において受け付けられた申立人に係る資格取得申出書であり、申立人の主張する内容について照会したところ、同区及びE年金事務所の回答からは申立人の主張を裏付ける事情は確認できないこと、ii) 申立人は、「任意加入手続の前にF銀行G支店（当時）の預金口座から10万円を引き出しており、銀行の出金記録は、時間が経過しているため資料として集めることができなかったが、改めて調査・審議をしてほしい。」旨申し立てしているが、当該主張は、申立人からこれまでの調査において既に聴取し、審議をしている内容であることなどから、年金記録確認近畿地方第三者委員会（以下「近畿委員会」という。）の決定に基づき、25年8月23日付け及び26年1月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「平成5年6月7日にB市C区役所に行ったときに、2年6月から任意加入ができている旨の説明があったことが判明している。」と主張しているところ、同区の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、「5. 6. 7本人来庁 納付キログ確認」の記載が確認できるが、申立人が2年6月から任意加入したことをうかがわせる記載は確認できない上、同区も、「当該被保険者名簿から申立人の主張する内容を確認することができず、申立人と対応した職員を特定することもできない。」旨回答している。

また、B市C区の被保険者名簿によると、申立人は、平成3年2月20日に任意加入していることが確認でき、当該日付は、任意加入に係る資格取得申出書の受付日と同日である上、当該被保険者名簿に記載のある5年6月7日時点における昭和43年度から平成4年度までの納付月数についてもオンライン記録と一致することなどから、申立人の前述の主張は、大阪委員会及び近畿委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに大阪委員会及び近畿委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情等も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 15 年 12 月 15 日
③ 平成 16 年 12 月 16 日
④ 平成 17 年 7 月 20 日
⑤ 平成 17 年 12 月 15 日
⑥ 平成 19 年 7 月 10 日
⑦ 平成 19 年 12 月 17 日
⑧ 平成 20 年 7 月 16 日

A社に勤務中の申立期間①から⑧までにおいて賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無いので、当該期間の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主に照会したが回答は無いことから、申立人の申立期間①から⑧までに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①から⑧までの賞与について、「手渡しにより支給された。」と陳述しているところ、A社の複数の元同僚は、「当時、賞与の支払方法には銀行振込みと手渡しがあり、手渡しで支給された賞与は端数の無い万単位の額であった。賞与から厚生年金保険料が控除されていれば、支給額も端数が発生するはずであることから、手渡しの場合、保険料が控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 10 から同年 9 月 25 日まで

私は、A社のB支店が設立された時期である昭和 47 年 1 月 10 日から同支店に勤務したが、同社における厚生年金保険の資格取得日が同年 9 月 25 日となっているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同社B支店に勤務していた元同僚の陳述から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間の一部において同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、A社は昭和 59 年 12 月*日に解散している上、厚生年金保険適用事業所名簿の同社の欄に記載されている複数の事業主は死亡又は所在不明であり、申立期間直後に就任した取締役は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答している。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、同社において被保険者記録が確認できる複数の元同僚（前述の元同僚を含む。）に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について陳述を得ることができない上、申立人が、同社B支店に同時期に入社したと記憶する元同僚の同社における被保険者資格取得日は、申立人と同日（昭和 47 年 9 月 25 日）であることが確認できる。

さらに、申立人のA社B支店に係る被保険者原票において確認できる被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致しており、訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14947（和歌山厚生年金事案 911 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から 53 年 11 月 26 日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、実際の給与支給額よりも低額であることから、年金記録確認和歌山地方第三者委員会（当時。以下「和歌山委員会」という。）に年金記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな資料として、昭和 53 年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）を提出するので、再審議の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された銀行預金通帳により、昭和 54 年 4 月 5 日から同年 9 月 25 日までの期間に、11 万 4,660 円から 15 万 2,880 円までの雇用保険失業給付を 7 回受給していることが確認できることから判断すると、申立人は離職日（昭和 53 年 11 月 25 日）前 6 か月間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与を受けていたことがうかがえるほか、申立人から提出された家計簿には、申立期間のうち 52 年 4 月から同年 8 月までの期間について、19 万 5,483 円から 22 万 9,308 円までの給与手取額が記載されていることが確認できるものの、i) A社は、53 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の同事業所の事業主は既に死亡しており、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができないこと、ii) 同事業所において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある同僚 4 人に照会したところ、回答があった 3 人は当該期間の給与明細書を保管していない上、これらの者から当該期間における同事業所の厚生年金保険料の控除について具体的な供述

を得ることができなかつたこと、iii) 同事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録において、標準報酬月額が訂正が行われた事跡は見当たらない上、当該被保険者原票の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることなどから、既に和歌山委員会の決定に基づき、平成 24 年 6 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな資料として、昭和 53 年分源泉徴収票を提出するので、再審議してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月 1 日から同年 11 月 26 日までの期間については、申立人から提出された前述の 53 年分源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額及び健康保険料控除額並びに前述の雇用保険失業給付額から推測できる雇用保険料控除額の合計額とおおむね一致しており、当該期間の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき控除されていたことがうかがえることから、当該 53 年分源泉徴収票は、和歌山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立期間のうち、昭和 50 年 3 月 1 日から 53 年 1 月 1 日までの期間については、新たな資料の提出が無く、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほかに、和歌山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として勤務していたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月から B 社 C 事業所に採用され、入社当初から D 出張所において E 業務を行っていた。同月から A 共済組合員として、給与より保険料が控除されていたのに、年金記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された C 事業所の「初等課程 F 科入学記念」の集合写真及び元同僚の陳述により、申立人は、昭和 39 年 4 月 1 日に G 教習所初等課程 F 科に入学したことが確認できる上、H 組織から提出された申立人に係る「個人履歴書」により、申立人は、C 事業所において同日に臨時社員となり、同年 5 月 1 日に試用員として採用され、同年 7 月 1 日に社員となったことが確認できる。

しかしながら、H 組織は、「当時の B 社では、社員に対しては A 共済組合員の資格を付与していたが、臨時社員及び試用員に対しては同組合員資格を付与していない。」旨回答している。

また、前述の申立人に係る「個人履歴書」により、申立人が社員となった日は昭和 39 年 7 月 1 日であり、オンライン記録の A 共済組合加入日と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、A 共済組合員として勤務していたと認めることはできない。

一方、H 組織は、「B 社では、臨時社員等社会保険事務処理規程（昭和 38 年 9 月 7 日付け）に基づき、同年 10 月 1 日以降臨時社員及び試用員等の厚生

年金保険への加入が制度化されているが、教習所在学期間は採用前の研修であり、就労ではないとして同保険に加入させていなかったと聞いている。」旨回答しているところ、C事業所において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、住所の判明した元従業員60人に照会したところ、回答が得られたうち、初等課程入学時期を記憶している9人全員が初等課程入学時期と被保険者資格取得時期が一致していない上、当該9人のうち申立人と初等課程F科において同じ組であった1人は、「厚生年金保険の加入前については、保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

また、H組織は、「B社から当時の厚生年金保険の届出や保険料控除等に関する資料は承継しておらず、申立人の申立期間の事実関係を確認することはできない。しかし、保険料を控除しておきながら納入しなかったということはあり得ない。申立人は、申立期間において、同保険に加入していなかったと思われる。」旨回答している。

さらに、申立人は、配属先(D出張所)が一緒であった同期の同僚3人について名字を記憶しているところ、C事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、当該3人のうち2人については名字が一致する被保険者が見当たらず、残る1人については名字が一致する被保険者が複数人確認できるものの、当該被保険者は申立人のことを知らず、陳述する配属先も申立人の配属先と異なっている上、前述の回答があった元従業員の中にも申立人の配属先と一致する者は見当たらない。

加えて、C事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。